

広報

# あしあ

Garden City Ashiya

芦屋川河畔



## 市民マナー条例に ご協力をお願いします

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

市民の皆さんのがんばりを守るために、市では「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」(通称「市民マナー条例」)を施行し、美しく住みやすいまちづくりに向けて取り組んでいます。

次の行為は、市民マナー条例で禁止されていますのでやめましょう

### 《市内全域の公共の場所等では》

#### ■歩行中や自転車に乗車中の喫煙

歩行中や自転車乗車中の喫煙は、周囲にいるたばこを吸わない人にとって、大変な迷惑となります。また、手に持つて歩く時のたばこの火は、ちょうど小さな子どもの顔の近くの高さになりとても危険ですので、絶対にやめましょう。喫煙するときは、周囲への配慮をお願いします。

#### ■たばこの吸殻や空き缶などの投げ捨て

何気なく投げ捨てた、たばこの吸殻や空き缶などのごみは、勝手に消えることはありません。周辺のかたがたに迷惑となりますので、ごみは必ず決められた場所へ捨てましょう。

#### ■飼い犬の放し飼いやふんの放置

■夜間(午後9時から翌朝午前6時まで)の花火

#### ■落書き(他人が所有する建築物等への落書きも含みます。)

### 《特定の場所では》

#### ■市内鉄道4駅(阪神芦屋駅・阪神打出駅・JR芦屋駅・阪急芦屋川駅)周辺の喫煙禁止区域での喫煙(違反者には、過料2,000円を科します。)※喫煙指定場所での喫煙は可

#### ■花火禁止区域(潮芦屋ビーチ周辺)での花火

#### ■芦屋川流域と芦屋キャナルパーク南北護岸でのバーベキュー等

「バーベキュー等」とは、火気を使って食品を調理する行為すべてを指します。コンロだけでなく、発熱する機器(ホットプレートなどの電熱調理器具・電磁調理器等)を使っての調理もおやめください。また、お弁当などを飲食された後のごみは必ずお持ち帰りください。

#### ■芦屋キャナルパーク水路において午後6時から翌朝午前8時までのプレジャーボート等の航行

今後も引き続き、マナーを守り、清潔・安全・快適なまち芦屋の実現に、ご協力をお願いします。

## 6月は「環境月間」です 環境特集号

臨時号

平成24年  
(2012年)

6月15日発行

●発行/芦屋市役所

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

### ●問い合わせ

ごみの焼却・処分・ 持ち込み・リサイクル	環境処理センター 施設担当
バイオライン	☎32-5391
ごみの収集 環境処理センター収集担当	☎22-2155
粗大ごみ受付	予約センター ☎22-2166
環境衛生	環境課 ☎38-2050
環境保全	環境課 ☎38-2051

## 「再生資源の持ち去りを禁止する」条例を施行

問い合わせ 環境処理センター施設担当 ☎32-5391

近年、市民の皆さんのがんばりを守って分別し排出された紙類や缶などの再生資源を、定められた集積場所から無断で持ち去る行為が多く発生しています。

再生資源は市や市民の皆さんにとって貴重なものであり、持ち去り行為は市民の皆さんのがんばりを守る行為を招くことになります。ごみの減量やリサイクルの推進にも悪影響を及ぼします。

こうした背景があることから、市ではごみステーションなどの集積場所から再生資源を持ち去る行為を禁止する条例を、7月1日から施行します。

持ち去り行為があつた日時、場所ごみステーション等の所在地や目印等)まで、次の情報をお寄せください。  
持ち去り行為を確認したときは、環境処理センター(施設担当)まで、次情報をお寄せください。  
持ち去り行為を確認したときは、環境処理センター(施設担当)まで、次情報をお寄せください。

持ち去った再生資源の品目(紙類・缶・ビン・ペットボトルや量)

持ち去り車両等のナンバー!

車種等の特徴(普通トラック・軽トラック・自転車・荷車)

付き自転車など)

市民の皆さんのがんばりを守るために、直接注意をおこなつたり、車両等を制止するなど

持ち去られるまでの状況

市民の皆さんのがんばりを守るために、直接注意をおこなつたり、車両等を制止するなど



